

第123号

6・7・8月号



幸区の社会福祉

社協は、住民の参加により福祉のまちづくりをすすめる民間組織です

この広報紙は共同募金の配分金で発行されています。

発行所 川崎市幸区社会福祉協議会
川崎市幸区戸手本町 1-11-5 川崎市さいわい健康福祉プラザ内
TEL:044-556-5500 FAX:044-556-5577 URL:http://www.saiwaiku-shakyo.jp/
発行人 佐藤 忠次 編集人 加藤 満治 印刷所 株式会社 共栄堂



目次

- 1. 会長あいさつ
令和3年度 事業計画 重点目標 (要約)
令和3年度 予算
- 2. 第5期幸区社会福祉協議会
地域福祉活動計画策定
- 3. 令和3年度賛助会員加入のお願い
令和2年度賛助会費のご報告
赤い羽根共同募金と年末たすけあい募金の配分先
- 4. 幸区社協ボランティアセンターからのお知らせ
ご寄附のお願い/寄附者報告



川崎市幸区社会福祉協議会
会長 佐藤 忠次

会長あいさつ

幸区の地域福祉をどのように推進していくかを記した、本会策定の「第5期地域福祉活動計画」と幸区役所策定の「第6期幸区地域福祉計画」が、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間でスタートしました。

第5期地域福祉活動計画も第6期幸区地域福祉計画と計画期間を合わせ、共通の理念と目標を掲げています。

また、より読みやすくなるようイラストも交え3年間の地域福祉活動推進の方向性を記載しています。

社会福祉協議会と行政が各々の役割を確認し、地域の課題解決、地域福祉の推進に向けた取り組みを進めてまいります。

さて、私はこの度、5月31日付をもちまして幸区社会福祉協議会常任委員を任期満了にて退任し、同時に幸区社会福祉協議会会長を退任いたします。在職中は皆さまの温かいご指導ご高配をいただき厚く御礼申し上げます。

本広報紙が発行される6月1日に新しい正副会長が選任され、新体制のもとで第5期地域福祉活動計画に沿った区社協事業が展開されます。

地域の皆様方におかれましては、今後とも、幸区社会福祉協議会へのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

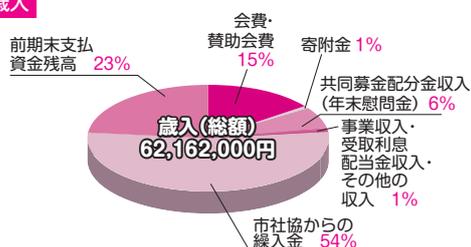
& 令和3年度 事業計画 重点目標(要約) &

- ①「第5期幸区地域福祉活動計画」に沿った事業の実施
3年間の計画期間(令和3年度から令和5年度)で策定した第5期地域福祉活動計画の目標・方針に沿って事業を実施します。
- ②住民交流活動拠点の円滑な運営
区内3カ所の陽だまりの円滑な運営により、「誰もが顔見知りになれる」交流の場、地域の居場所づくりに取り組みます。

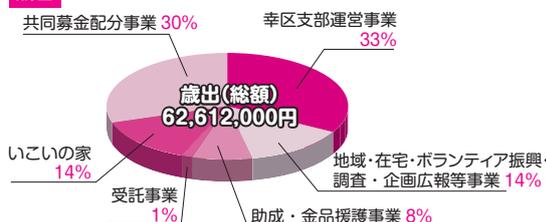
- ③福祉教育への取り組み強化
福祉を理解し、身近に感じることで地域福祉に目を向ける機会が増えるよう学校・地域・地元企業等と連携し、地域ぐるみの福祉を推進します。
- ④総合相談事業の実施体制の整備
住民から寄せられる様々な相談をしっかりと受け止め、関係機関等と連携し解決につなげられる体制づくりに努めます。
- ⑤安定財源確保と啓発強化
住民に社協活動を理解してもらうための広報啓発活動に積極的に取り組み、賛助会費や寄附金等の自主財源確保に努めます。

令和3年度 予算

歳入



歳出



第5期幸区社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定しました

幸区社会福祉協議会では幸区内の地域福祉を行政が同じ方向性で計画的に推進していくため、幸区の行政計画である地域福祉計画と「基本理念」及び「基本目標」を共有し、計画期間も行政計画と同じ令和3年度から令和5年度までの3か年計画として、第5期地域福祉活動計画を策定しました。

地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら、それぞれの役割に応じて総合的に地域福祉を推進していきます。

基本理念 ▶ 夢が広がり、想いがつながり、心が届くまちさいわい

基本理念	基本方針	事業内容
基本目標1 一人ひとりに 【ひろがる】 地域包括ケアへの理解と参加の広がりによる区民主役の地域づくり	基本方針1 地域福祉活動の推進 住民が主体的に係わりの持てる場づくりを進めます。 基本方針2 住民の福祉意識の高揚とボランティア活動の推進 若い世代の福祉活動への参加を促します。また、ボランティア活動を希望する方の相談、ボランティアグループの育成支援をします。	<ul style="list-style-type: none">● 地区社協の育成支援● 住民交流活動拠点事業【重点取組】● 老人福祉センターの管理運営● 老人いこいの家管理運営● 福祉パルさいわいの運営
基本目標2 地域で 【つながる】 人と地域のつながりが活発で、見守り、支え合うことのできる地域づくり	基本方針3 地域の見守り支援 地域ニーズの把握とともに、地域の見守りと当事者グループの支援をします。	<ul style="list-style-type: none">● 当事者グループ等活動支援● 年末慰問金品配分事業● 住民交流活動拠点事業(再掲)
基本目標3 必要な時に 【とどく】 総合的な体制で必要な相談・支援が届く仕組みづくり	基本方針4 総合的相談対応の推進 福祉ニーズのある住民に対し、問題解決に向けた相談支援を行うとともに、住民を地域で支える仕組みづくりを検討します。 基本方針5 当事者の生活支援 サービスが必要な方に対して、個別援助の相談、支援します。 基本方針6 災害時に備えた危機管理体制の充実 災害時に、町会や関係機関と連携した体制が取れるよう、災害に強い地域づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none">● 総合相談事業【重点取組】● 生活福祉資金貸付事業● 幸区あんしんセンター● 移送サービス事業● 車いす貸出事業● 災害ボランティアセンター
基本目標4 みんなで 【すすめる】 地域福祉を進める基盤体制の確立とネットワークづくり	基本方針7 社会福祉協議会の基礎強化と地域連携 安定的な財源の確保と組織運営体制の整備をします。 また、地域の目指す姿の実現に向けた取組みを推進するため、地域の関係機関と協働します。 基本方針8 区社協が行う各種団体の円滑な運営	<ul style="list-style-type: none">● 区社協運営事業【重点取組】● 寄附金の増強【重点取組】● 他機関が実施する事業への協力・会議への参画● 広報啓発活動の強化と住民相互の支え合いの支援【重点取組】● 赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金の実施● 幸区民生委員児童委員協議会事務局

令和3年度賛助会員加入のお願い

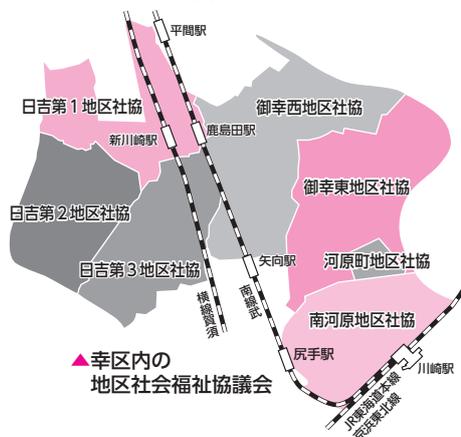
社会福祉協議会の様々な活動は、地域の皆様によって支えられており、中でも賛助会費は大変貴重な財源です。

賛助会費はより身近な地域での福祉活動の財源として、地域に配分されています。今年度も、地域で支えあう福祉のまちづくりのためにご協力をお願いいたします。ご案内につきましては、各地区社会福祉協議会を通じて加入のお願いをさせていただきます。ぜひご加入下さい。

賛助会費とは？

賛助会員からの会費を賛助会費といいます。

- 個人……………1口 1,000円
 - 団体・法人……1口 5,000円
- ※何口でもお申込みいただけます



募集期間 令和3年7月～令和4年2月

※各地区社会福祉協議会を通じて、改めてご案内いたします。

問合せ

お住まいの地区社会福祉協議会役員、または幸区社会福祉協議会の窓口までご連絡ください。
幸区社会福祉協議会地域課 電話 044-556-5500



令和2年度賛助会費のご報告

ご協力いただいた賛助会費はお住まいの地区社会福祉協議会に8割、区社会福祉協議会に2割配分させていただきました。

令和2年度の実績額 6,235,880円

ご協力ありがとうございました

赤い羽根共同募金と年末たすけあい募金の配分先

令和2年度“共同募金”運動では、神奈川県全体で1,142,134,902円の募金実績をあげることができました。

神奈川県共同募金会では3月に配分委員会を開き、県下の社会福祉施設・団体等への配分額を決定しました。このうち、幸区内の施設・団体等への配分は次のとおりです。



募金種別	施設・団体名	配分内容	配分額
赤い羽根	(特)家事介護ワーカーズ・コレクティブメロディー	在宅福祉サービスの実施に係る事業費	300,000円
	幸ワーカーズ・コレクティブあやとり	在宅福祉サービスの実施に係る事業費	300,000円
	らら・むーぶ幸	在宅福祉サービスの実施に係る事業費	100,000円
	こぶし園	事業活動用車両(送迎用/福祉車両)購入事業	2,000,000円
	すずらんの家	施設入り口改修工事	640,000円
	川崎市幸区社会福祉協議会	地域福祉事業費	5,750,924円
年末たすけあい	川崎市幸区社会福祉協議会	年末慰問金配分・地域福祉事業費	8,474,513円
配分額合計			14,925,437円

～幸区社協ボランティアセンターからのお知らせ～

令和2年度 福祉教育の取り組み

福祉教育の推進として、小学校4校(日吉、南加瀬、下平間、御幸)や幸消防団第3分団へ講師派遣を行いました。また、高齢者疑似体験や妊婦体験などの福祉教材の貸出を、小学校5校(夢見ヶ崎、日吉、南加瀬、下平間、御幸)・幸消防団第3分団へ行いました。

ボラ講座「『声』のボランティア、はじめませんか」を開催しました

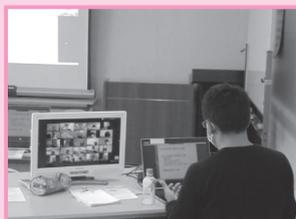
令和2年度ボランティア講座として、川崎市内で活動するボランティアグループ水車の会の岩崎久留美氏よりお話していただきました。

新型コロナウイルス感染症対策として少人数体制で実施し、目が見えない・見えにくい人へのボランティア活動「音訳ボランティア」について、実践をまじえながら学びました。



オンライン勉強会「～コロナ禍でのつながり～Zoom初挑戦!!」を開催しました

令和2年度ボランティア交流会兼区社協役員研修として、オンライン勉強会を開催しました。前半の部ではNPO法人川崎スマートライフ推進会の菰田浩氏より、Zoom(ズーム)に関する講義をしていただきました。後半の部では、幸区で活動する団体の活動発表を行い、移送さいわい・河原町ボランティアひまわり・NPO法人くるみ-来未-にお話していただきました。当日は、ボランティア団体・地区社協・民生委員をはじめ約50名の方にご参加いただきました。



チャレンジボランティア2021

学生のための夏休み福祉・チャレンジボランティア体験学習「チャレボラ2021」を開催予定です。詳細につきましては、川崎市社会福祉協議会ボランティア活動振興センターまで。

●電話：044-739-8718

●ホームページ：http://www.csw-kawasaki.or.jp/



＊・・・＊・・・＊・・・ ＊ご寄附のお願い ＊・・・＊・・・＊

幸区社会福祉協議会では、地域福祉推進(誰もが住み慣れた地域で、安心して生活できる地域をつくる)のための事業を行う財源として、皆様からの温かい善意のご寄附をお待ちしております。

ご寄附いただくメリットとして、機関紙への寄附者名の掲載、税法上の優遇措置があります。

【幸区社会福祉協議会への寄附の方法】

- ① 幸区社会福祉協議会の窓口やお電話でご寄附についてお申し出ください。
- ② 寄附申込書をお渡ししますので、氏名・住所・電話番号・広報紙への掲載の可否等をご記入の上、ご提出ください。(幸区社会福祉協議会の広報紙へ、寄附者名を掲載させていただいております。掲載不可とご記入いただいた場合は「匿名」とのみ掲載させていただきます。)
- ③ 寄附金受領後、寄附者へ受領書(社会福祉法人川崎市社会福祉協議会会長名)を交付いたします。交付された受領書は、寄附金の優遇措置の手続き等の際に必要なになりますので、大切に保管してください。

【幸区社会福祉協議会への寄附金の優遇措置】

- ◆個人の場合…確定申告によって、寄附金額を所得税法(第78条)の規定により、寄附金控除を受けられます。
- ◆法人の場合…確定申告によって、寄附金額を法人税法(第37条)の規定により、損金算入することができます。

※詳細については、管轄の税務署などにお問合せください。

寄附者報告(敬称略) 令和3年2月1日～令和3年4月30日

■寄附金 ・ クレセント川崎タワー管理組合 ・ 幸区すくすく子育てボランティア ・ 匿名1件